

学校施設設備基金条例施行規則及び美術品取得基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第72号

学校施設設備基金条例施行規則及び美術品取得基金管理規則の一部を改正する規則

(学校施設設備基金条例施行規則の一部改正)

第1条 学校施設設備基金条例施行規則(昭和41年岩手県規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校林の管理) 第3条 教育委員会事務局 <u>学校財務課総括課長</u> (以下「 <u>学校財務課総括課長</u> 」という。)は、知事の策定する経営計画(以下「 <u>経営計画</u> 」という。)により、学校林の造成を行わなければならない。 2 [略] (学校林造成の申請) 第5条 <u>学校財務課総括課長</u> は、第2種学校林の実施を希望する土地所有者があるときは、学校林造成申請書(様式第2号)正副2部を県立学校の長を経由して提出させなければならない。 (学校林造成契約) 第6条 <u>学校財務課総括課長</u> は、第2種学校林造成申請書を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、第2種学校林を実施することが適当であると認めるときは、学校林造成契約書の作成により契約を締結する手続を行わなければならない。 2 [略]	(学校林の管理) 第3条 教育委員会事務局 <u>教育企画室長</u> (以下「 <u>教育企画室長</u> 」という。)は、知事の策定する経営計画(以下「 <u>経営計画</u> 」という。)により、学校林の造成を行わなければならない。 2 [略] (学校林造成の申請) 第5条 <u>教育企画室長</u> は、第2種学校林の実施を希望する土地所有者があるときは、学校林造成申請書(様式第2号)正副2部を県立学校の長を経由して提出させなければならない。 (学校林造成契約) 第6条 <u>教育企画室長</u> は、第2種学校林造成申請書を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、第2種学校林を実施することが適当であると認めるときは、学校林造成契約書の作成により契約を締結する手続を行わなければならない。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(美術品取得基金管理規則の一部改正)

第2条 美術品取得基金管理規則(平成4年岩手県規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(取得手続) 第5条 [略] 2 [略] 3 <u>教育委員会事務局総務課総括課長</u> は、美術品を取得したときは、物品管理規則(昭和42年岩手県規則第18号)第15条第1項の重要物品管理表に当該美術品の品目、規格その他の事項を記載するとともに、その内容を総務部長に通知するものとする。	(取得手続) 第5条 [略] 2 [略] 3 <u>教育委員会事務局教育企画室長</u> は、美術品を取得したときは、物品管理規則(昭和42年岩手県規則第18号)第15条第1項の重要物品管理表に当該美術品の品目、規格その他の事項を記載するとともに、その内容を総務部長に通知するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。